「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設募集要領

１　趣旨

　　この要領は,「「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁調達要項及び「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準（以下「要項」という｡）」に基づき，特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という｡）に参加する選手・監督，役員，視察員，報道員及びその他関係者（以下「国体参加者」という｡）に提供する弁当の調製施設の募集について，万全を期すため必要な事項を定める。

２　開催期間，開催競技，開催場所

　　令和５年10月８日（日）から10日（火）

　　　　　　　　　　　　　　ソフトボール競技会　開聞総合グラウンド

　　令和５年10月13日（金）から16日（月）

　　　　　　　　　　　　　　バドミントン競技会　指宿総合体育館

　　※開催期間以外にも弁当調達業務が発生する場合があります。

３　応募条件

　　弁当調製施設については，下記条件を全て満たしているものとする。

（1） 対象施設

ア 指宿市内に事業所所在地があること。

　　イ 食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受けていること。

　　ウ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という｡）及び保健所の行う衛生指導を遵守すること。

　　エ　実行委員会が実施する国体弁当調達業務に協力的であること。

（2） 施設の衛生管理

　　ア　食品衛生関係法令に基づき，ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理に取り組むとともに，適切に施設管理，運営を行えること。

　　イ　過去３年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受

　　　けていないこと。

　　ウ　検食は，完成した弁当とマジックで日付を書いた紙を清潔な容器（ビニール

　　　等）に密閉して１日分ずつ－20℃以下で２週間以上保存できること。

　　エ　調理従事者（食品の盛り付け等，食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む｡）の全員に対し，国体開催前の１カ月以内に検便検査（赤痢菌，サルモネラ属菌，腸管出血性大腸菌を含むもの｡）を実施すること。

　　　　なお，実行委員会から指示があった場合は，ノロウイルスの検査を別途行うこと。

　　オ　食品賠償保険等に加入していること。

　　カ　実行委員会が指定した時刻及び場所に，衛生的に配達できること。

　　キ　弁当容器に以下の項目をラベルシート等で表示できること。

　　（ｱ） 弁当の名称

　　（ｲ） 原材料名（アレルゲン，原料米の産地等の表示を含む｡）

（ｳ） 食品添加物

（ｴ） 消費期限（時刻まで表示）

（ｵ） 保存方法

（ｶ） 製造所所在地・製造者名

（ｷ） その他食品表示法等関係法規により規定される表示

（ｸ） その他実行委員会が指示する表示

（3） 施設の調製能力

　　ア　国体期間中の提供可能数が，１日当たり100食以上の日があること。

　　イ　第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。

　　ウ　メニューの日替わりが可能であること。

　　エ　栄養バランス・カロリー等に配慮したメニューでの提供が可能であること。

（4） 施設の対応能力

　　ア　単価に応じた弁当の調製が可能であり，実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

　　イ　弁当の付属品として，お茶，割り箸，爪楊枝，お手拭き，持ち運び用ビニール袋の提供が可能であること。

　　ウ　弁当は保冷効果が持続し，かつ運搬が容易で清潔なダンボール箱等に梱包して納入できること。

　　エ　前日午後６時までの発注で，翌日午前10時30分までの納入が可能であること。

　　オ　配達同日に弁当容器等を回収できること。

　　カ　サンプル調査を行うためのサンプルを実行委員会の指示に基づき提供し，当該調査において指摘されたことを改善することが可能であること。

　　キ　荒天等により，競技開催に中止等の変更があった場合，弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

（5） 施設の信用状況

　　ア　原則として，３年以上の営業実績があること。

　　イ　食品に関する法律諸規定が遵守されていること。

　　ウ　納税義務が履行されていること。

　　エ　上・下水道等の使用料の滞納がないこと。

４　業務概要

（1） 実施内容

　　　国体参加者に提供する弁当の調製，搬入及び回収。

（2） 弁当の種類

　　　斡旋弁当・・・選手・監督，視察員，報道員，競技会係員等のうち希望者へ斡旋する弁当

　　　支給弁当・・・大会役員，競技役員，競技補助員，競技会補助員等に，支給する弁当

５　弁当金額

　　斡旋弁当・・・800円（税込み）

　　支給弁当・・・800円（税込み）

６　弁当の付属品

　　お茶，割り箸，爪楊枝，お手拭き及び持ち運び用ビニール袋を付属さ

せる。

７　弁当調製施設の選定と取消

（1） 弁当調製施設については，別に定める要項に基づき実行委員会が指定する。

（2） 実行委員会は，前号の規定により弁当調製施設を指定するときは，当該弁当調製施設に「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設指定書（第１号様式）を交付する。

（3） 実行委員会は，指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは,｢燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設指定取消書（第２号様式）により指定を取り消すことができる。

　　ア　食品衛生法関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

　　イ　食品衛生法関係法令に基づく許可の取り消し，営業の全部又は，一部の禁止若しくは，期間を定めての停止処分を受けたとき。

　　ウ　弁当調製業務を第三者に委託したとき。

　　エ　その他実行委員会が不適当と認めたとき。

８　応募について

（1） 応募締切

　　　令和４年11月25日（金）必着

　　　持参される場合は，平日の午前８時30分から午後５時15分まで。

（2） 応募方法

　　　必要書類とともに実行委員会事務局まで郵送又は持参してください。

　　ア　「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設応募票

　　イ　営業許可証の写し（業種が飲食店営業にあたるもの｡）

　　ウ　食品賠償保険証の写し

　　エ　納税証明書の写し（市税に未納がないかわかるもの｡）

９　その他

（1） 応募に関する費用について

　　　書類の郵送等，応募に要する費用は応募者の負担とする。

（2） 提出された書類について

　　　提出された書類は返却しない。